

<p>特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を改正する省令 ○特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号） （ゴシック体は電波監理審議会への必要的諮問事項）</p>	<p>（下線部が改正部分）</p>
<p>改正案</p> <p>（特定無線設備等）</p> <p>第二条 法第三十八条の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 六十六 （略）</p> <p>六十一 設備規則第四十九条の三十一においてその無線設備の条件が定められている二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う基地局又は二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備</p> <p>六十二 設備規則第四十九条の三十一においてその無線設備の条件が定められている二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う陸上移動局に使用するための無線設備</p> <p>2 （略）</p> <p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）</p> <p>一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p>	<p>現行</p> <p>（特定無線設備等）</p> <p>第二条 法第三十八条の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 六十六 （同上）</p> <p>2 （同上）</p> <p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）</p> <p>一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1)・(2) （同上）</p>

	置	装	一
周波数		二試験項目	
周波数計又は		三測定器	
(略)		(略)	四 特定無線設備の種別
○	備設線無の号十六第項一第条二第		
○	備設線無の号一十六第項一第条二第		
○	備設線無の号二十六第項一第条二第		

(3) 特性試験
 申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。
 ア (略)

	置	装	一
周波数		二試験項目	
周波数計又は		三測定器	
(略)		(略)	四 特定無線設備の種別
○	備設線無の号十六第項一第条二第		

(3) 特性試験
 申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。
 ア (同上)

送信速度	力 いと きの電 信して いな 搬送波 を送	力 外漏え い電 力又は 帯域 隣接チャ ネ ル漏え い電 力測定 用受 信機又 はスペ クトル 分析器	隣接チャ ネ ル漏え い電 力測定 用受 信機又 はスペ クトル 分析器	下がり 時間 び送信 立ち 上がり 時間及 び送信 立ち 上がり 時間	送信立ち 上がり 時間及 び送信 立ち 上がり 時間	雑音 総合歪 及び	特性 総合周 波数	搬送波電 力	アシス 特性
低周波発振器	電力測定 用受信 機又は スペク トル分 析器	電力測定 用受信 機又は スペク トル分 析器	電力測定 用受信 機又は スペク トル分 析器	トル分析 器	オシロス コー プ又は スペク トル分 析器	歪率雑音 計 直線検 波器	電力計 低周波 発振器	低周波 発振器 スペク トル分 析器	直線検 波器
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○			○						
○			○						

送信速度	力 いと きの電 信して いな 搬送波 を送	力 外漏え い電 力又は 帯域 隣接チャ ネ ル漏え い電 力測定 用受 信機又 はスペ クトル 分析器	隣接チャ ネ ル漏え い電 力測定 用受 信機又 はスペ クトル 分析器	下がり 時間 び送信 立ち 上がり 時間	送信立ち 上がり 時間及 び送信 立ち 上がり 時間	雑音 総合歪 及び	特性 総合周 波数	搬送波電 力	アシス 特性
低周波発振器	電力測定 用受信 機又は スペク トル分 析器	電力測定 用受信 機又は スペク トル分 析器	電力測定 用受信 機又は スペク トル分 析器	トル分析 器	オシロス コー プ又は スペク トル分 析器	歪率雑音 計 直線検 波器	電力計 低周波 発振器	低周波 発振器 スペク トル分 析器	直線検 波器
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

		受信装置					
隣接チャネル選択度	スプリアス・レスポンス	減衰量	通過帯域幅	感度	副次的に発生する電波等の限度		
標準信号発生器	標準信号発生器	標準信号発生器	標準信号発生器	標準信号発生器	電界強度測定器又はスペクトル分析器	オシロスコープ	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
					○		
					○		
					○		

		受信装置					
隣接チャネル選択度	スプリアス・レスポンス	減衰量	通過帯域幅	感度	副次的に発生する電波等の限度		
標準信号発生器	標準信号発生器	標準信号発生器	標準信号発生器	標準信号発生器	電界強度測定器又はスペクトル分析器	オシロスコープ	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
					○		

注1～21 (略)
 イ・ウ (略)
 二・三 (略)

雑音	総合歪及び	ダイエンプ アシス特性	動	局部発振器 の周波数変	性	相互変調特	果	感度抑圧効	
器	標準信号発生	直線検波器		周波数計	器	標準信号発生	器	標準信号発生	器 レベル計又は オシロスコー プ
	(略)	(略)		(略)		(略)		(略)	

注1～21 (同上)
 イ・ウ (同上)
 二・三 (同上)

雑音	総合歪及び	ダイエンプ アシス特性	動	局部発振器 の周波数変	性	相互変調特	果	感度抑圧効	
器	標準信号発生	直線検波器		周波数計	器	標準信号発生	器	標準信号発生	器 レベル計又は オシロスコー プ
	(略)	(略)		(略)		(略)		(略)	

別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号一(1)関係)

第一 陸上移動局 (PHSの陸上移動局、狭域通信システムの陸上移動局及び5GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局を除く。)、携帯局、第2条第1項第1号の4に規定する指令局、船舶局、船上通信局、気象援助局、50GHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局、同項第1号の15に規定する無線局、同項第6号、第6号の2若しくは第6号の3に規定する構内無線局、同項第10号の3、第11号の2、第11号の2の2、第11号の5、第11号の6から第11号の6の3まで、第11号の9、第11号の10から第11号の10の3まで、第11号の13、第11号の14、第11号の16、第11号の18、第11号の20、第11号の22、第11号の24、第11号の27、第11号の28、第15号、第19号の5、第19号の6若しくは第31号の2に規定する基地局、時分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、周波数分割多元接続方式携帯無線通

別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号一(1)関係)

第一 陸上移動局 (PHSの陸上移動局、狭域通信システムの陸上移動局及び5GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局を除く。)、携帯局、第2条第1項第1号の4に規定する指令局、船舶局、船上通信局、気象援助局、50GHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局、同項第1号の15に規定する無線局、同項第6号、第6号の2若しくは第6号の3に規定する構内無線局、同項第10号の3、第11号の2、第11号の2の2、第11号の5、第11号の6から第11号の6の3まで、第11号の9、第11号の10から第11号の10の3まで、第11号の13、第11号の14、第11号の16、第11号の18、第11号の20、第11号の22、第11号の24、第11号の27、第11号の28、第15号、第19号の5、第19号の6若しくは第31号の2に規定する基地局、時分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、周波数分割多元接続方式携帯無線通

信設備の試験のための通信等を行う無線局若しくは直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、同項第 16 号から第 18 号まで、第 24 号、第 38 号、第 44 号若しくは第 45 号に規定する固定局、同項第 20 号若しくは第 20 号の 2 に規定するデジタル指令局、PHS の基地局、PHS の基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局若しくは PHS の通信設備の試験のための通信等を行う無線局、同項第 25 号の 4 に規定する基地局若しくは携帯基地局、同項第 27 号に規定する特別業務の局、狭域通信システムの基地局、同項第 19 号の 7、第 19 号の 8、第 41 号若しくは第 43 号に規定する基地局若しくは陸上移動中継局、同項第 49 号若しくは第 50 号に規定する基地局若しくは直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、同項第 53 号に規定する基地局若しくは時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、同項第 55 号に規定する基地局若しくは時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局 又は同項第 61 号に規定する基地局若しくは 200MHz 帯広帯域移動無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備の工事設計書

信設備の試験のための通信等を行う無線局若しくは直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、同項第 16 号から第 18 号まで、第 24 号、第 38 号、第 44 号若しくは第 45 号に規定する固定局、同項第 20 号若しくは第 20 号の 2 に規定するデジタル指令局、PHS の基地局、PHS の基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局若しくは PHS の通信設備の試験のための通信等を行う無線局、同項第 25 号の 4 に規定する基地局若しくは携帯基地局、同項第 27 号に規定する特別業務の局、狭域通信システムの基地局、同項第 19 号の 7、第 19 号の 8、第 41 号若しくは第 43 号に規定する基地局若しくは陸上移動中継局、同項第 49 号若しくは第 50 号に規定する基地局若しくは直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、同項第 53 号に規定する基地局若しくは時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局 又は同項第 55 号に規定する基地局若しくは時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備の工事設計書

(様式 略)

様式第7号 (第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

(略)

注1～3 (略)

4 技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号の最初の三文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
(略)	
第2条第1項第60号に掲げる無線設備	TU
第2条第1項第61号に掲げる無線設備	ZU
第2条第1項第62号に掲げる無線設備	CT

(様式 略)

様式第7号 (第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

(同上)

注1～3 (同上)

4 技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号の最初の三文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
(略)	
第2条第1項第60号に掲げる無線設備	TU